

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	14 件

福岡国民年金 事案 1710

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年7月まで
平成3年2月にA市からB市へ転入したが、その後も国民年金保険料を納付してきた。

申立期間当時は、独立して間もないこともあって、国民年金保険料を納付できない時期も一時あったが、納付可能な時期に未納となっている期間の国民年金保険料はすべて納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年2月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は4か月と短期間であり、社会保険庁のオンライン記録において、申立人は、申立期間直前の平成3年2月及び同年3月の国民年金保険料を同年7月に過年度納付していることを踏まえると、当該時期において、申立人は、納付が可能な申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えてのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1711

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月

国民年金に任意加入ができると友人に勧められて、昭和 54 年 4 月から国民年金に任意加入した。

申立期間当時の国民年金保険料は、A 銀行 B 支店で夫の給料日後に納付していた。

未納通知を受け取ったことも無く、自分の性格として、公租公課や他の支払いの滞納は無く、国民年金保険料もきちんと納付したと確信している。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 4 月に国民年金に任意加入し、61 年 4 月に第 3 号被保険者制度が創設されるまでの間の任意加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、60 歳到達後に第 3 号被保険者資格を喪失した後においても、再度、国民年金に任意加入し、以後も未納期間が無いなど、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は 1 か月と短期間であり、申立期間当時、住所の変更等も無く、申立人の生活状況に大きな変化も認められない上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであることを踏まえると、申立人は、申立期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1712

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 12 月まで

私は昭和 35 年 10 月、当時の町内会長が自宅に来て、「国民年金制度ができたので皆入るように。」と勧められたので加入した。それ以降は定期的に保険料を納付していた。

A 市 B 区役所で加入記録と納付記録の確認をした際、係の人に手帳を見せるように言われ、提出したところ、手帳の中身の一部を破り取られ、添付していた領収書までもはぎとられていた。

なぜこのような措置が必要だったかの理由を聞いたかったので市役所へ何度も確認に行ってもらいがあかず、さらに社会保険事務所で事情を説明したが何ら回答を得られなかった。

申立期間の国民年金保険料が未納扱いにされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、申立期間の直前までは国民年金保険料の未納は無い上、申立人が生活保護の適用を受けていた期間についても国民年金保険料が納付されていること、及び住所変更手続や厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切になされていることなど、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が提出した給与明細書により、申立人は申立期間中に国民年金保険料を納付することができる収入があったことが確認できる上、申立人が供述している国民年金保険料の納付方法、納付場所等は当時の納付状況と合致していることなどから、申立期間中も国民年金保険料が納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月まで

昭和 47 年 4 月に初めて国民年金に加入し、その後、57 年 1 月から同年 11 月まで A 共済組合に加入していたが、退職にともない、同年 12 月に国民年金に再加入した。

昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料が未納になっているが、私の記憶によれば、B 市 C 区役所の窓口で 58 年 4 月に一括納付したのではないかと思う。

その際、領収書を受け取ったが、領収印が押されていないことに後で気づき、電話で C 区役所に問い合わせ、「支払われている。」という返事があったことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月に国民年金の加入手続をした後は、国民年金加入期間について申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は 4 か月と短期間である。

また、申立人が所持する領収証書によって、申立人は申立期間の前月である昭和 57 年 11 月に、54 年 10 月から 56 年 12 月までの 27 か月分の国民年金保険料を追納していることが確認できるにもかかわらず、社会保険庁の特殊台帳では 54 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月のみが追納とされ、残りの期間は申請免除のままとされていたものが、申立人の領収証書提出によって平成 21 年 4 月に記録訂正されるなど、行政側の記録管理の不備が認められる。

さらに、申立人は、上記のとおり国民年金保険料を追納している上、社会

保険庁の記録により、申立期間直後の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの 1 年間の国民年金保険料は定額納付していることが確認できることから、申立人が申立期間の 4 か月分の国民年金保険料を未納にしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1714

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月

私は、昭和 58 年 4 月から 63 年 4 月まで県外へ専門職種の技能見習いに行っていた。国民年金の加入手続と保険料の納付は母がしてくれていた。

申立期間については、両親及び兄の保険料はきちんと納付されており、私だけ未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は、申立期間を含め国民年金保険料を完納しており、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、当初は国民年金保険料が未納とされていた申立期間直後の昭和 58 年 11 月から 59 年 3 月までの期間が、平成 20 年 11 月に納付済みと記録訂正されており、行政側の記録管理の不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

私は、会社を退職した後、国民年金に加入して、国民年金保険料の免除申請の手続をした期間はあるものの、申立期間については、定期的に保険料を納付しており、国民年金保険料の納付の際には、母も一緒にいた記憶がある。

自分の性格から考えると、一部の期間だけ国民年金保険料を未納にするとは考えられない。昔のことなので、具体的に納付したことを証明できる書類は添付できないが、確実に納付しているのに、申立期間の国民年金保険料が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間は3か月と短期間であり、当該期間の前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付しない特別な事情は見当たらない。

また、A市役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、申立人が、当該期間内の昭和 49 年 1 月 29 日に、48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることを踏まえると、申立期間①の国民年金保険料について納付していないものとは考え難い。

一方、申立期間②については、A市役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、当該期間を含む昭和 50 年度の国民年金保険料納付記録の摘要欄に納付催告状を発送したことを示す「催」の押印記録が確認できる上、申

立人は 32 歳のころ（昭和 50 年か 51 年ごろ）に、元夫が経営していた会社が倒産したと供述しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の元夫は、当該期間内の昭和 51 年 2 月に自らが経営していた会社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、国民年金にも未加入となっていることが確認できるなど、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間のように、一部の期間を未納にすることは考えられない。」と申し立てているが、申立人には、当該期間以降に国民年金保険料の未納期間が散見されるほか、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和26年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和4年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和25年7月15日から26年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和24年4月に関西に本社がある当該事業所に入社し、平成6年1月まで継続して勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の在職証明書、人事記録及び事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務（昭和26年6月1日にA社本社から同社C営業所に異動）していたと認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和26年6月1日であり、申立期間当時は適用事業所となっていない。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、給与はA社本社から支給されていたと供述していること、当該事業所に勤務していた同僚で唯一連絡の取れた者は、「私が赴任した当時は、A社C営業所の従業員は7人程度であったのを記憶しており、特に社会保険事務を担当していた者はいなかったはずであり、給与も同社本社が計算して、事業所に支給されていたのではないか。」と供述し

ていること、及びB社への照会結果においても「申立人の雇用形態は正社員であり、申立期間に係る給与についても、勤務の継続性の観点から支払っているはずであり、当時の給与の支払いに関する資料等は保存されておらず確認できないものの、申立期間当時は出先事業所の従業員の給与は、本社が計算するシステムをとっていたのではないか。」と回答していることなどを考慮すると、申立人は、申立期間にA社において継続して厚生年金保険被保険者資格を有していたものと考えることが相当である。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和25年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立期間当時の関連資料を保存しておらず、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA学校（現在は、B学校）における資格喪失日に係る記録を昭和28年3月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月25日から27年1月1日まで
② 昭和27年3月25日から28年3月25日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A学校に専任教員として勤務していた期間のうち、前半と後半の期間である両申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間については、A学校の現金仕訳日記帳、B学校が提出した在籍証明書及び職員名簿、並びに申立人が名前を挙げる同僚の供述により、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

2 申立期間②については、当該日記帳に計上されている当時の従業員の社会保険料合計額を基に、各月の保険料総額を試算した結果、i) 申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した前後における保険料総額は、厚生年金保険被保険者数が減少しているにもかかわらず、ほとんど差異が無いこと、ii) 当該期間とその後における保険料総額は、厚生年金保険被保険者数は一人しか減少していないにもかかわらず、当該期間に比べ、その後の保険料総額が大幅に減少していることが確認できる。

また、当該事業所では、「支払給与額の推移から見ると、当該期間については、申立人の給与から厚生年金保険料控除が行われていたことが推認できる。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA学校における昭和 27 年 1 月の社会保険事務所の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B学校は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①については、B学校が保管する職員名簿及び社会保険事務所が保管するA学校の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によれば、当該期間当時、同事業所に入社した複数の同僚は、厚生年金保険被保険者資格を取得するまでに入社後9か月から1年3か月の期間を要していることが確認できることを踏まえると、同事業所においては、すべての職員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A学校の現金仕訳日記帳に計上されている当時の職員の社会保険料合計額を基に、各月の保険料総額を試算した結果、i) 申立人に係る社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者資格取得日後である昭和 27 年 1 月の保険料総額 3,902 円（社会保険事務所の記録上の被保険者数は7人）と資格取得日前である 26 年 12 月の保険料総額 2,788 円（同4人）は、明らかに差異があること、ii) 当該期間のうち、前記 i) と同様に被保険者数が4人である 26 年 6 月から同年 10 月までの保険料平均月額は 2,580 円とほとんど変わらない金額で推移していることから判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

さらに、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び当該被保険者名簿では、申立期間①において申立人の被保険者記録は確認できない上、同名簿によれば、当該事業所における申立人の被保険者資格取得日は昭和 27 年 1 月 1 日であることが確認できる。

加えて、当該事業所は、「厚生年金保険料控除に係る明細書を保管していないので、個人別の保険料控除は分からない。」と回答している上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間③のうち、平成13年9月から同年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年9月1日から11年3月1日まで
② 平成13年1月1日から同年5月1日まで
③ 平成13年8月1日から14年1月1日まで

社会保険事務所から送られてきた年金記録のうち、すべての申立期間に記載されている標準報酬月額（申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社）と私が所持する当時の給与明細書の金額が相違している。

支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき

記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、i) 平成10年11月から11年1月までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額、ii) 10年9月、同年10月及び11年2月の標準報酬月額については、雇用保険の離職時賃金及び事業主の妻からの回答から判断すると当該給与明細書における保険料控除額が継続して控除されていたことが認められることから、36万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主も死亡し、事業主の妻も、「当時の関連資料が無いため不明である。」と回答していることから、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから行ったとは認められない。

申立期間③のうち、平成13年9月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、C社が保管する給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円と訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険庁の記録どおりの届出を行った。」と回答している上、当該事業所で事務を担当している事業主の妻が提出した当該期間に係る申立人の給与明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が当該期間において一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、この結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②のうち、平成13年2月から同年4月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険事務所の記録によれば、B社は平成19年12月1日に既に

厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているものの、当該期間について、事業主が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている申立人の標準報酬月額と社会保険事務所の記録は一致しているほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②のうち平成 13 年 1 月及び申立期間③のうち同年 8 月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立人の所持する給与明細書及び事業主が保管する給与明細書から確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と同額と認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

福岡厚生年金 事案 1571

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成3年2月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月30日から3年2月28日まで
社会保険事務所から、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日がさかのぼって処理されているとの連絡を受けた。
当該事業所に平成3年2月28日まで勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録から、申立人は、平成3年2月27日に離職するまで同事業所に継続して勤務していることが認められる上（厚生年金保険被保険者資格の喪失日は離職日の翌日）、申立人が所持する同事業所の給与支払明細書から、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったのは、平成2年11月30日と記録されており（なお、平成21年3月18日に、当委員会の決定に基づくあっせんの結果により3年3月31日に訂正されている。）、同日から約4か月後の3年4月12日に、申立人を含む同僚28人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が2年11月30日にさかのぼって処理され、かつ適用事業所でなくなった同日後の3年1月4日に取得した者の記録が取り消されており、当該処理前の記録から2年11月30日においては、当該事業所が適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、同日において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う

合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日を平成2年11月30日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である3年2月28日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成2年10月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年9月2日、資格喪失日に係る記録を43年7月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額については、42年9月は3万3,000円、同年10月から43年6月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月2日から43年7月1日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務した昭和41年1月19日から44年11月12日までの期間のうち申立期間が被保険者期間とされていなかった。

私が記帳していた家計簿で、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚一人を含む複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間を含む昭和41年1月19日から44年11月12日までの間、勤務地や勤務形態を変更されることなく継続してA社（社会保険事務所の記録によれば、昭和39年5月1日に、B社をA社に名称変更）に勤務していたと認められる。

また、申立人と同様に、申立期間直前までB社C支店（社会保険事務所の記録によれば、B社からA社への名称変更は行われていない。）における厚生年金保険の被保険者記録を有する者10人が、同社同支店が適用事業所に該当しなくなった昭和42年9月2日に同社同支店における被保険者資格を喪失し、同年9月1日にA社本店において被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、申立人と同様に、申立期間直前までB社C支店における厚生年金保険の被保険者記録を有し、申立期間においても継続して勤務しているながら、A社における厚生年金保険の被保険者と記録されていない同僚のうち、申立人が名前を挙げた同僚一人は、申立期間に係る厚生年金保険料を同社が控除していたと認められる給与明細書を保管しており、申立人自身も同様に厚生年金保険料が控除されていたと認められる当時の家計簿を保管している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した家計簿において確認できる保険料控除額及び支給額から、昭和42年9月は3万3,000円、同年10月から43年6月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明であるとしているが、社会保険事務所が資格の取得及び喪失の2回の機会にわたり処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への申立人に係る資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年9月から43年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に、B社C支店における資格喪失日に係る記録を46年10月1日に訂正し、43年3月の標準報酬月額を4万5,000円、46年9月の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年3月31日から同年4月1日まで
(A社)
② 昭和46年9月30日から同年10月1日まで
(B社C支店)

昭和32年4月1日にD社(A社、B社などを経て、現在は、E社)に正社員として入社し、以後、F社の商品の販売業務に継続して従事しており、勤務が継続していたことは、提出している「入社後の経歴」により明らかなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及び申立人が提出したB社交付の「入社後の経歴」から判断すると、申立人がD社に継続して勤務し(昭和43年4月1日にA社からD社G支店へ異動し、また、46年10月1日にB社C支店から同社本店へ異動)、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社における昭和43年2月の社会保険事務所の記録から4万5,000円、申立期間②の標準報酬月額については、B社C支店における46年8月の社会保険事務所の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、E社は不明としているが、申立期間①については、事業主が資格喪失日を昭和43年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いこと、また、申立期間②については、事業主が資格喪失日を46年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主がそれぞれ43年3月31日、46年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る43年3月及び46年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、各事業主は、申立人に係る両申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年7月20日）及び資格取得日（昭和44年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和43年7月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から44年4月までは3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月20日から44年5月1日まで

A社に昭和32年に入社して49年10月31日に退職するまで、途中で退職したことは一度も無いにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。労働条件の変更も一度も無かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び申立人が名前を挙げたA社における同僚二人の供述から判断すると、申立人が、申立期間においても同社に継続して勤務していたと認められる。

また、申立人は、「昭和32年に入社して49年10月31日に退職するまで、労働条件の変更は一度も無かった。」と供述しているところ、申立人が名前を挙げた複数の同僚も申立人と同様の供述を行っており、さらに、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和39年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、49年11月1日に同資格を喪失するまでの10年以上の期間において、申立期間の10か月を除いた全期間について同被保険者として認められている上、申立期間前後に申立人と同様の業務に従事していた同僚はおおむね厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認で

きる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人及び同僚の標準報酬月額の記録から、昭和43年7月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から44年4月までは3万9,000円とすることが妥当と認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明であるとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年7月から44年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年1月23日から同年5月18日まで
② 昭和19年12月16日から20年4月1日まで
③ 昭和25年5月1日から同年9月1日まで
④ 昭和63年7月1日から同年8月1日まで

申立期間①及び②については、B社（現在は、C社）に勤務し、当時は海軍の命令に従い輸送船に乗船していたが、給料は乗船中だけでなく待機中の分も支払われており、船員保険料も控除されていた。終戦後は軍の命令で処分された書類がたくさんあったと聞いており、私の記録も処分されたために、船員保険被保険者記録が無いのではないかと思われる。

申立期間③については、D社（現在は、E社）で荷役作業に従事していたが、給与から厚生年金保険料が控除されているのに厚生年金保険の被保険者証がもらえないのはおかしいということで、直属の上司に抗議して同証を受け取ったことを記憶している。

申立期間④については、A社に社名変更した記憶はあるものの、昭和57年1月18日にF社に入社してから63年9月26日に退職するまでの間に辞めたことも給料を受け取らなかったこともなく、厚生年金保険料も給与から控除されていた。

すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④については、社会保険事務所の記録により、F社において厚生年金保険被保険者であった申立人を含む7人全員は、昭和63年7月1日に被保険者資格を喪失し、G社及びA社の両事業所がいずれも厚生年金保険の適用事業所となった同年8月1日に当該事業所のいずれかの同資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、A社で被保険者資格を取得した申立人を除く3人のうち、連絡がとれたF社の元同僚でA社の元事業主、及びG社で被保険者資格を取得した3人のうち、連絡が取れた同僚二人がいずれも当該期間に、F社から、G社及びA社に移籍したものの、継続して勤務していたと供述している上、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び当該同僚の供述から、申立人は、当該期間にF社からA社に移籍し、継続して勤務していたと認められる。

また、申立人は、「F社及びA社における経理事務を担当し、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していた。」と供述し、F社の元同僚で、A社の元事業主も「申立期間についても、給与額に変化は無く、厚生年金保険料は継続して控除されていたと思う。」と供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間④において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のF社における昭和63年6月及びA社における同年8月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、F社が昭和63年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、同年8月1日に適用事業所となっていることが確認できるが、同年7月1日から同年8月1日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。しかし、A社は法人事業所であり、当該期間においては、当時の厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に厚生年金保険の適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①及び②については、C社が保管する船員履歴台帳及び船員保険被保険者票の記録から、申立人が当該期間を含めて継続してB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該台帳における申立人のH丸及びI丸の乗船期間は、

社会保険事務局が保管する船員保険被保険者名簿の記録と一致していることから、当該期間については予備船員期間であると推認され、予備船員が船員保険被保険者とされるのは昭和 20 年 4 月 1 日の船員保険法改正以降である上、C 社も「申立期間については、乗船していない期間であると考えられ、乗船していない期間については、船員保険、厚生年金保険、及び共済年金保険には加入させていなかったと考えられる。」と回答している。

また、申立期間①当時、申立人と一緒にH丸に乗船していた同僚全員は、申立人と同日に船員保険被保険者資格を喪失しており、そのうち連絡が取れた同僚 6 人及び申立期間②当時、申立人と一緒に I 丸に乗船していた同僚からは、いずれも船員保険料の控除又は申立人の乗船期間についての具体的な供述が得られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③については、E 社が保管する厚生年金保険加入記録簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は社会保険庁の記録と同一日であることが確認できる上、同事業所は、「申立人に係る申立期間の在籍記録及び厚生年金保険の加入記録が無い場合、申立期間の厚生年金保険料は控除しておらず、申立てどおりの届出を行っていない。」と回答している。

また、申立人が、「最初は日雇として採用され 1 か月も経たないうちに常雇となった。」と供述しているところ、当該期間当時、D 社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、連絡が取れた同僚 3 人のうちの一人が「入社後 3 か月ほど経ってから常雇となり、その時点で厚生年金保険に加入したのではないか。」と供述していることを踏まえると、当該期間当時は、当該事業所において、勤務と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和56年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和59年3月及び同年4月は26万円、同年5月から同年7月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月31日から同年11月1日まで
② 昭和59年3月16日から同年8月31日まで

申立期間①については、社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和56年10月31日となっているが、A社に同年10月末まで勤務し、また給与からも同年10月分の厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、B社の給与明細書の厚生年金保険料の控除額と標準報酬月額に相違があるので、控除額に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が提出した昭和56年10月分の給与明細書において厚生年金保険料が控除され、かつ減額無く支給されていること、

及び解雇予告手当の明細書において1か月分が支給されていることから判断すると、申立人がA社に同年10月31日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年9月の社会保険事務所の記録及び同年10月の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料が無く回答できないとしているが、事業主が資格喪失日を昭和56年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出したB社の給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額から、昭和59年3月及び同年4月は26万円、同年5月から同年7月までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、社会保険事務所の記録によれば、昭和61年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したが回答が得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和47年10月から48年9月までの期間における標準報酬月額が7万6,000円であると認められることから、当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月15日から54年5月31日まで

私は、昭和49年ごろ、道路拡張により立ち退きを命じられ、転居して家を購入し、その後、毎月、住宅ローンを返済していたので、社会保険事務所の記録の標準報酬月額であったなら生活ができるはずがない。勤務していたA社における給与支給額を調べて、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入するB厚生年金基金が保管する昭和47年8月19日受付及び48年8月23日受付の厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届により、申立期間のうち、47年10月から48年9月までの期間の標準報酬月額は7万6,000円であることが確認できる。

また、B厚生年金基金は、「申立期間当時使用していた厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届の様式は、複写式となっており、同一内容のものが、A社から、社会保険事務所と基金に提出される仕組みとなっていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和47年10月から48年9月までの期間に係る標準報酬月額は、7万6,000円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間のうち、昭和46年12月から47年9月までの期間及び48年10月から54年4月までの期間については、当該基金が保管する厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届の標準報酬月額の記録と社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録は一致している。

また、申立人が、当該期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち昭和46年12月から47年9月までの期間及び48年10月から54年4月までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成13年11月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社の回答及び申立人が提出した申立期間に係る給与明細書により、申立人は申立期間において同事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した平成13年11月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は雇用保険被保険者資格の取得手続は行ったが、申立人から年金手帳の提出が無く短期間で退職したことから、厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

昭和 61 年に大学を卒業し、平成 2 年 6 月ごろに A 市役所において国民年金の加入手続を行った。加入手続をした日に、市役所の職員か社会保険事務所の職員であったかは憶^{おぼ}えていないが、「国民年金保険料が未納の場合、5 年間さかのぼって保険料を納付することができます。」と言われたので、5 年分の保険料を納付すれば、大学卒業後すべての期間の保険料を納付したことになると思った。

納付した金額は記憶していないが、国民年金保険料の納付書により、かなりの金額を一括で納付した。

5 年分の国民年金保険料を納付したのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の記号番号払出時期から見て、平成 2 年 6 月ごろに払い出されたものと推認され、この時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は申立期間直後の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を考慮すると、当該納付は過年度納付によるものと推認され、申立人は、当該記号番号の払出時期において納付することが可能な期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、納付した金額、納付場所等についての記憶は定かでない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1717

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は申立期間当時従兄夫婦の家に同居していたが、職業は個人経営であったので将来の生活保障は、自らの年金だけだと考えていた。そこで国民年金には確実に加入しなければならないとの意識を持ち、昭和 36 年 4 月ごろに A 市役所で自ら国民年金に加入した。

年金の加入記録を見ると申立期間の保険料が未納となっている。その当時の保険料は少額であったので、2 年間分を合計しても数千円であるから保険料を納付しないはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 2 月に同居中の従兄夫婦と連番で A 市役所において払い出されているが、申立人及びその従兄夫婦の同番号は、国民年金保険料の納付記録が無いまま、41 年に取消処理がなされている上、申立人については同年 3 月に現在の国民年金手帳記号番号が新たに払い出されていることが確認できる。

また、申立人に新たに国民年金手帳記号番号が払い出された際に、昭和 40 年度分の国民年金保険料が現年度納付されているとともに、昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの 2 年間分が過年度納付されていることが確認できることから、申立期間については、時効により国民年金保険料の納付はできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から平成元年 8 月まで

昭和 62 年 5 月か同年 8 月に A 町（現在は、B 市）役場において国民年金の加入手続をした。その後、国民年金保険料の未納分を 2 年さかのぼって納付することができることを知っていたので、A 町役場の担当職員に 2 年分の未納の国民年金保険料を一括で納付した。

申立期間について保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 62 年 5 月又は同年 8 月に国民年金の加入手続を行い、その後、未納であった 2 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したので、申立期間について保険料の未納は無い。」旨を主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 4 月以降に払い出されていることが推認され、この時点では、申立期間の大半は既に時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B 市役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、平成元年 9 月から 3 年 3 月までの 19 か月間の国民年金保険料が 3 年 5 月以降に過年度納付されていることが確認でき、この過年度納付した保険料額と、同年 5 月以降に現年度納付した保険料額の合計額が申立の一括納付金額に近い額となることを踏まえると、申立期間当時、国民年金保険料を 2 年間さかのぼって納付したとする申立人の記憶は、同年 5 月以降の納付に関するものと考えるのが自然である上、申立人は、「平成 3 年 7 月ごろから C 銀行 D 支店において、口座振替により国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、申立人の同支

店の国民年金保険料口座振替は、平成5年6月25日からであることが確認でき、申立人の記憶と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年12月まで

私の国民年金について、国民年金制度創設当初の昭和36年4月から加入し、保険料を納付していると夫が口癖のように言っていた。ねんきん特別便の記録照会では申立期間の国民年金保険料が未納となっているとの回答であるが、申立期間の国民年金保険料は納付しており、報道等と言っている宙に浮いた年金記録の中に、申立期間の納付記録が入っていると思う。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入し、夫が保険料を納付したのは国民年金制度創設当初の昭和36年4月からであると主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、41年1月13日にA市において払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金制度創設時代に居住していたB県C郡D町（現在は、B県E市）において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及びA市F区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和41年1月13日に国民年金に任意加入し被保険者資格を取得していること、及び当該被保険者台帳の40年4月から同年12月までの納付欄に「非該当月」と記録されていることが確認できることを踏まえると、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておら

ず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付をしたとする夫は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から同年 7 月まで

厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後である昭和 43 年 1 月から同年 7 月までの国民年金保険料は納付しているにもかかわらず、納付記録が無い。氏名の読み方が難しいので、報道で言われている宙に浮いた年金記録の中に、申立期間の国民年金の納付記録が入っていると思う。真面目な私が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に国民年金に加入し保険料を納付しないことはない。

申立期間について国民年金保険料が未納とされることに納得がいかない。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失後の昭和 43 年 1 月から国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 8 月 22 日に払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳により、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は昭和 43 年 8 月 22 日であること、同年 8 月から 44 年 7 月までの国民年金保険料を 43 年 8 月 25 日に前納していること、及び申立期間は「非該当月」と記録されていることが確認できることを踏まえると、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1721

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から61年3月まで

申立期間は会社勤めをしていたが、厚生年金保険の加入となっていないので国民年金に加入していたと思う。申立期間の国民年金保険料を納付した場所、時期及び金額等は記憶していないが、多分、自分で納付したと思うので国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿の資格得喪欄に、申立人が、国民年金の任意加入被保険者資格を昭和57年4月23日に喪失し、61年4月1日に第3号被保険者資格を取得した記録があり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情が見当たらないことを踏まえると、申立期間は国民年金へは未加入であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した金額、場所及び方法等に関する記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から42年10月まで
申立期間の国民年金保険料については、納付した時期、場所及び金額等は記憶していないが、納付したかどうか分からないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年7月31日に払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、申立期間の国民年金保険料について、特例納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付した金額、場所及び方法等に関する記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況等が不明であるほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 12 月 18 日から 54 年 6 月 1 日まで
② 昭和 58 年 10 月 1 日から 61 年 9 月 1 日まで

A病院 (申立期間①) 及びB病院 (申立期間②) において医師として勤務していたのに、両病院が社会保険事務所に届けている標準報酬月額が低すぎる。

標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A病院に医師として勤務していたことから、当該期間の標準報酬月額は、社会保険庁の記録よりも高額であったはずと申し立てているが、同事業所は、「申立人は臨時雇用で、かつ、研修医でもあったため給与額が低かったと思われる。」と回答している上、申立人の同僚であった医師3人は、いずれも「医師免許を取得して1年から2年間は研修医として勤務しており、その期間の給料は安かった。」と供述している。

2 申立期間②については、申立人は、当該期間の前に勤務していた病院の標準報酬月額より低いことは考えられないと申し立てているが、B病院は、「関連資料は保存していないが、当時の社会保険担当者によれば、支払っていた給与額を間違いなく社会保険事務所に届けていた。申立人は非常勤職員だった。」と回答している上、同僚の医師二人は、いずれも「申立人

はC大学病院から来ていた消化器系の非常勤の医師だった。C大学での職員としての身分が無く、B病院での収入が主であったようだが、勤務は毎日ではなかった。」と供述するとともに、当該期間当時から勤務している経理職員及び社会保険事務担当職員は、いずれも「申立人は常勤の医師ではなかった。」と供述し、同僚の検査技師は、「申立人に社会保険が適用されていたのか分からない。申立期間当時は開院したばかりで、常勤の医師は院長と副院長だけであったと思っていた。C大学病院から診療科ごとに非常勤医師が来ており、申立人もその一人だった。消化器系の医師で、申立人が毎日来ていたとの記憶は無く、時々見かけていた。」と供述している。

- 3 両申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA病院及びB病院の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と社会保険庁の記録は一致している上、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、両申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1580 (事案 653 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月24日から32年2月26日まで
社会保険事務所の記録では、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
当時の給与より高額の脱退手当金を受け取った記憶は無く、当時の事務担当者も脱退手当金の代理請求は行っていないと供述しているので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金について、社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す脱退手当金の支給月、支給金額及び支給決定日が記載されていることを確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年5月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月30日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「給与より高額の脱退手当金を受け取った記憶は無く、当時の事務担当者も脱退手当金の代理請求は行っていないと話している。」と再申立てを行っているが、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、「当時の関連資料は保管されておらず、当社が脱退手当金の代理請求を行っていたか否かについて不明である。また、申立期間当時の事業主及び会計責任者である事務長は、既に死亡している。」と回答していることから、申立人の主張を裏付ける供述を得ることもできない。

また、当該事業所において脱退手当金の支給記録がある者が、「退職時に、

当時の事務長から勧められ受給した。会社から脱退手当金の説明を受けた。」
と供述していることを踏まえると、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 43 年 6 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）において勤務していた申立期間に係る被保険者記録は無いとの回答があった。

申立期間について当該事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げる複数の同僚の被保険者記録が確認できるとともに、その一人は、「申立人を知っている。一緒に仕事していた。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の同僚のうち、申立期間当時、管理職であった者は、「当時、会社では入社して半年から1年を経過するまでは厚生年金保険に入れていなかった。会社が保険料を半分負担しないといけないから。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該被保険者名簿によれば、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、当該期間には公共職業安定所の雇用保険被保険者記録も確認することができない。

さらに、当該事業所では、「当時の関連資料を保管しておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況は分からない。」と回答している上、申立

人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 15 日から 42 年 4 月 26 日まで

社会保険事務所に確認したところ、新聞の求人広告に応募して採用となり、昭和 39 年 6 月 15 日から 42 年 4 月 26 日まで勤務したA社（現在は、B社）に係る標準報酬月額が、自分が記憶していた給与支給額より低く記録されている。同社を退職する2、3か月前に給料袋を紛失し、その際、交番の人から紛失額の2割相当の品物をお礼にお返ししたらと勧められ、1万円前後の品物を買った記憶が鮮明にある。よく調査して、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と社会保険庁のオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、B社は、「当時の社会保険関係資料等は保存しておらず、申立ての事実については確認できない。」と回答している上、同僚の標準報酬月額と比較しても低いものとは認められず、申立人とほぼ同様に推移しており、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 8 月ごろから 28 年 12 月ごろまで
② 昭和 29 年 1 月ごろから 32 年 10 月ごろまで

昭和 26 年 8 月ごろから 32 年 10 月ごろまでの厚生年金保険の被保険者記録について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険に加入した事実はないとの回答を得た。勤務した事業所の名称やその所在地についての記憶は定かでないが、申立期間①についてはA炭鉱、申立期間②についてはB炭礦ではなかったかと思う。

C市及びD市の関連施設、E町役場に足を運んで調べたが、事業所を特定できるような資料は一切無く、勤務した事業所を明確にすることはできなかった。

しかし、当時、炭鉱で働いていたことは事実であるので、炭鉱で働いていた申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人はF町（現在は、E町）にあったA炭鉱に勤務していたと思うと申し立てているが、社会保険事務所の記録によれば、同事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できず、事業所の名称が類似しており、その所在地が近接していると思われるG社H炭坑及びその前身であるI社J炭坑に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の名前は確認できない。

また、申立人は勤務していた事業所を明確に記憶していないため、事業所を特定できず、事業主からの供述を得ることができない上、当該期間に勤務していた同僚等の名前も記憶しておらず供述を得ることもできないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の

事実について確認することができない。

- 2 申立期間②については、申立人はK町（現在は、C市）にあったB社に坑内員として勤務していたのではないかと申し立てているが、社会保険事務所が保管するB社の六つの坑口ごとの健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者ごとの原票になっている「被保険者台帳」では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該期間における同名簿の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い。

また、B社は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主、役員等は連絡先不明又は既に死亡しており供述を得ることができない上、申立人は、当該期間に勤務していた同僚等の名前も記憶しておらず、その供述を得ることができない。

さらに、申立人は、その後、勤務した炭鉱はK町L地にあったと思うと供述しているところ、同地にあったB社M炭鉱について、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、当該期間の被保険者記録が確認できる者のうち連絡が取れた5人は、いずれも申立人については記憶が無いと供述している上、当時の同事業所の労務係で、社会保険事務も担当していた1人は、「社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳に記録が無ければ、B社M炭鉱には在籍していなかったのではないか。」と供述しており、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、当該事業所を退職した職員で構成するN会の事務局が保管している名簿を調査したが、坑内員に関する名簿は無く、坑内員以外の職員名簿には申立人の名前は見当たらないほか、申立人がB社の関連事業所とするO炭坑については、社会保険事務所の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できず、事業所の名称が類似しているP社は、昭和36年12月1日に適用事業所となっており、当該期間当時は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

- 3 申立人は勤務していた炭坑の名称及び所在地を明確に記憶しておらず、Q郡又はR郡にあったのではないかと供述しているため、両郡内及びその周辺（D市、C市及びS郡）の炭鉱と思われる23事業所について、社会保険庁のオンライン記録により調査したが、申立人に該当する被保険者記録は確認できない。

また、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、その記憶

も明確ではなく、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月30日から26年2月1日まで

終戦後、A社(現在は、B社)に入社し、定年まで勤務していた。昭和24年12月1日に同社C工場から同社D出張所、同社E出張所に転勤し、両出張所での勤務期間中である25年10月1日付けで発令された同社の俸給に関する辞令があることから、勤務していたことは明らかであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が出版した百年史により、A社D出張所が存在したことが確認できる上、申立人が所持する同社における昭和25年10月1日付けで発令された俸給に関する辞令及びB社が保管する適格退職年金個人別台帳により申立人の入社が17年12月1日、退職が47年9月30日であることが確認できることから、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、申立期間当時の被保険者資格の取得及び喪失の手続、申立人に係る厚生年金保険料の控除については関連資料が無く不明であると回答している上、i) 申立人の申立期間中にA社D出張所に勤務していた一人(出張所長)、ii) 申立期間後に当該出張所に勤務していた一人、iii) ii) が記憶している女性職員一人の計3人のうち、ii) 及びiii) の二人はいずれも被保険者記録は確認できず、i) の出張所長は当該出張所勤務以前に当該事業所本社において被保険者資格を取得し、引き続き当該出張所に勤務していたものの勤務期間中に被保険者資格喪失となっていることから、当該出張所においては、勤務実態どおりに厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえ

る。

また、上記のA社D出張所勤務の同僚3人はいずれも死亡又は連絡先等が不明であり、申立人が名前を挙げた3人の同僚も死亡又は連絡先等が不明である上、その他の同僚からも具体的な供述を得ることはできず、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社D出張所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、当該出張所に勤務していた同僚一人は、亡くなる前に「D出張所の職員は3人であった。」と供述していることから、当該出張所は、厚生年金保険の強制適用事業所となるべき従業員数5人以上の要件を満たしていなかった事情がうかがえる。

加えて、A社E出張所に勤務していた一人は、「私が入社した昭和25年7月からE出張所が厚生年金保険の適用事業所でなくなる27年3月まで、申立人と一緒になったことはない。」と供述しており、社会保険事務所が保管する当該出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は確認できず、同名簿に記載されている被保険者15人の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人の長男は、「父は、E出張所には応援で行ったのかもしれない。」と供述していることを踏まえると、申立人は当該出張所には在籍していなかった可能性も考えられる。

また、社会保険事務所が保管するA社C工場及び同社F工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、社会保険業務センターが管理する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）いずれにおいても、申立人が昭和24年11月30日に同社C工場で被保険者資格を喪失し、26年2月1日に同社F工場で被保険者資格を取得していることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の氏名を複数の読み方で検索したものの、申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 27 日から 48 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について被保険者記録が無い旨の回答があった。

私は、昭和 42 年 10 月 1 日から A 社及び後継事業所である B 社にオペレーターとして継続して勤務していたのに、途中の約 5 年間も被保険者記録が無いことは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述により、申立人が、申立期間に A 社及び後継事業所である B 社の両事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録により、A 社は昭和 43 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、及び同事業所の後継事業所である B 社は、48 年 7 月 1 日に適用事業所となっていることが確認でき、事業主は、「A 社が適用事業所でなくなった後に従業員の給料から厚生年金保険料を控除していることはない。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管する B 社の厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 48 年 7 月 1 日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同事業所において昭和 42 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、43 年 8 月 27 日に同資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたか否かについて記憶していない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 30 日から 38 年 12 月 1 日まで
② 昭和 44 年 9 月ごろから 47 年 1 月 10 日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。

申立期間①については、A社が経営する店で勤務していた期間であり、申立期間②については、B社の経営する店の店長として勤務していた期間である。給与明細書等の資料は所持していないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が当該期間にA社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が名前を挙げた当時の同僚の多くの被保険者記録は確認できず、唯一被保険者記録が確認できる同僚についても、同人が記憶する当該事業所における勤務期間に比べて厚生年金保険の被保険者期間が短いことを踏まえると、当該事業所では、申立期間当時、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できず、同名簿において当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②については、申立人の同僚及び事業主の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が当該期間にB社の経営する店で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所が経営する別の店の店長であった同僚について、当該期間の国民年金保険料を完納していることが確認できる上、同人は「事業主から厚生年金保険の加入に関する説明は無く、自ら国民年金保険料を納付していた。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、申立期間当時、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

なお、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できず、同名簿において当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

3 申立人の両申立期間における雇用保険の被保険者記録が確認できない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 1 日から 40 年 12 月 31 日まで

昭和 34 年から A 社の下請会社である B 社（後継事業所は、C 社）で勤務していた。当該事業所では従業員を健康保険に加入させていなかったが、社会保険に加入していないと仕事が請け負えなかったために、元請会社の A 社で健康保険に加入させてもらっていたと思う。

健康保険と厚生年金保険は必ずセットであることから、厚生年金保険についても加入させてもらっているはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容に関する供述及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に B 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立期間において当該事業所は適用事業所ではなかったこと、及び当該事業所の後継事業所である C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 41 年 4 月 1 日からであることが確認できる上、申立人も同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得しているととともに、同社の事業主及び申立人が記憶する同僚 3 人の厚生年金保険の被保険者資格取得日も申立人と同じく同社が適用事業所となった日付と同一であることが確認できる。

また、申立人は、昭和 34 年から当該事業所に勤務しており、当該事業所の元請会社である A 社において社会保険に加入させてもらっていたと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、A 社又は A 社と推定される事業所は、全国に 10 の適用事業所があることが確認できるが、そのうちの 8 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間以降であり、残りの 2

事業所のうち適用事業所となった時期が早いものでも 40 年 1 月 1 日から厚生年金保険適用事業所となっているほか、A 社における申立人の被保険者記録は見当たらない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、C 社は、昭和 60 年 3 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同社は、平成 14 年 12 月 3 日に解散していることが確認でき、当時の事業主も既に死亡しており、関連資料も無いため、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月から 35 年 2 月まで
② 昭和 40 年 4 月 27 日から同年 10 月まで
③ 昭和 42 年 10 月から 43 年 2 月 5 日まで
④ 昭和 44 年 1 月 22 日から同年 9 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①において勤務していたA社、申立期間②において勤務していたB社、並びに申立期間③及び④に勤務していたC社に係る被保険者記録が無いとの回答があった。これら事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていたのは、申立期間①のうち、昭和 34 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間であり、当該期間を除く期間については厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、A社では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人に聴取したところ、うち二人は、「申立人に係る記憶は無いが、私が勤務していた当時、病院にかかるときは国民健康保険だったと思う。」、残りの一人は、「申立人に係る記憶は無く、当時のことはよく記憶していない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格喪失日は昭和40年4月27日となっており、社会保険事務所に健康保険証が返納されたことを示す「証返納」のスタンプ印が確認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人は、それぞれ、「申立人に係る記憶はあるが、私自身の具体的な勤務期間も記憶していないため、申立人の勤務期間については分からない。」、「申立人の名前を聞いたことがあるような気がするが、一緒に仕事をしたというような明確な記憶は無い。」、「高齢で記憶が定かではなく、当時のことは分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、申立期間②のうち、昭和40年5月10日から同年7月4日までの期間、及び同年10月1日から同年11月1日までの期間において、それぞれ別の事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

- 3 申立期間③及び④について、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和43年2月5日に被保険者資格を取得し、44年1月22日に同資格を喪失しており、同年1月28日に社会保険事務所に健康保険証が返納されたことを示す「証返納(44.1.28)」のスタンプ印が確認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人は、それぞれ、「申立人に係る記憶はあるが、私の場合、入社した際に、社会保険事務担当者から社会保険に加入するかどうか聞かれたが、しばらくの間は加入しなかった。申立人の厚生年金保険の加入については分からないが、当時、す

すべての従業員が入社と同時に社会保険に加入していたわけではなかったと思う。」「申立人に係る記憶はあるが、勤務期間については分からない。」「申立人に係る記憶は無い。現場の従業員は短期間で辞める者もいたので、当時、試用期間があったかもしれない。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

- 4 申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてこれら申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 1 日から平成 13 年 12 月 21 日まで
社会保険事務所に標準報酬月額の記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額は、同社から支給されていた給与相当額であることが分かった。同社入社時から、給与の一部を関連会社であるB社からも支給されていたので、両社から支給されていた給与総額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成3年、5年及び6年分の所得税の確定申告書、並びにC町役場が保管する申立人の13年分の給与支払報告書により、A社及びB社の両社から、申立人に給与が支給されていることが確認できる。

しかしながら、B社では、「申立人は、関連会社であるA社の社員であり、当社では、申立人の賃金の一部を負担していたが、厚生年金保険に係る加入手続及び保険料控除は行っていない。」と回答しており、A社では、「申立人の厚生年金保険料については、当社が支給した給与に見合う標準報酬月額に基づく保険料を控除しており、B社が負担していた給与に係る保険料は控除していない。」と回答している上、A社が保管する平成9年10月1日から13年12月21日までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に基づく標準報酬月額と、社会保険庁の記録とは一致していることが確認できる。

また、申立人が提出した平成3年、5年及び6年分の所得税の確定申告書に記載されている社会保険料控除額について検証したところ、社会保険庁の記録等に基づき試算した社会保険料とおおむね一致している上、C町役場が保管

する申立人の 13 年分の給与支払報告書によれば、B社から支給された給与からは社会保険料が控除されていないことが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和元年ごろから 20 年ごろまで
② 昭和 21 年ごろから時期不明

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B所(現在は、C社D所)及びE米軍基地に勤務していた両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答があった。これら事業所に勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C社D所が保管する申立人の工員台帳及び申立人が保管する身分証明書により、申立期間のうち、昭和2年11月8日から20年10月31日までの期間、申立人がA社B所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C社D所では、「当時のA社では、戦前からの共済年金がF共済組合において運営されており、労働者年金保険法の施行された昭和17年6月以前に入社した工員は、F共済組合の組合員になっていた。申立人の場合も、申立期間当時、労働者年金保険(厚生年金保険)の被保険者となることはできず、F共済組合の組合員であったものと考えられる。」と回答している。

2 申立期間②について、申立人が勤務していたと主張しているE米軍基地については、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所とし

での記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、E米軍基地関係の適用事業所としてG管理事務所を含む12事業所が確認できるが、いずれの事業所も、昭和24年4月1日以降に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

なお、社会保険業務センターでは、昭和20年8月の終戦により、連合国軍の需要に応じて、接收された基地及び施設で働く日本人については、厚生年金保険は適用されていなかったが、24年4月1日から駐留軍従業員に厚生年金保険が適用されることとなったとしている。

さらに、管理事務所における駐留軍従業員に係る労働者名簿等を引き継いでいる国の所管局では、申立人のE米軍基地における勤務実態及び厚生年金保険被保険者記録を確認することはできないと回答している。

- 3 申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月1日から38年4月1日まで
② 昭和40年1月16日から41年5月15日まで

A協同組合に昭和26年11月に入社し、41年5月に退職するまで継続して勤務していた。その間、会社名がB企業組合に変更され、途中で、国民年金の納付書が送付され保険料を納めたこともあるが、同事業所に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立期間において、勤務期間の特定はできないものの、申立人がB企業組合に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA協同組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格喪失日は昭和29年9月1日となっており、社会保険事務所に健康保険証を返納したことを示す「証返納済」のスタンプ印が確認できる上、社会保険事務所の記録によれば、申立人が勤務していたと主張しているB企業組合については、38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、40年1月16日には適用事業所に該当しなくなっており、申立期間における厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないほか、社会保険事務所が保管するB企業組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、B企業組合の事業主は既に死亡している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、「昭和36年ごろ、B企業

組合に入社した際、申立人は既に勤務していた。私は、同事業所が解散し、C社になってからも同一場所で引き続き勤務したが、C社では厚生年金保険料が控除されていなかったと記憶している。」と供述しているところ、当該同僚と申立人とのB企業組合における厚生年金保険被保険者記録は一致しているほか、社会保険事務所の記録によれば、C社については、法人登記簿により、B企業組合の代表者と事業所所在地が同一であることが確認できるものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

なお、社会保険事務所の記録によれば、申立期間のうち、昭和36年4月1日から38年4月1日までの期間、及び40年1月16日から41年5月15日までの期間について、申立人は国民年金に加入しており、当該期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 48 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A企業組合に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。夫と一緒に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA企業組合における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること、及び当該同僚の供述から判断すると、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所の事業主は既に死亡している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「私が昭和 36 年ごろ、A企業組合に入社した際、申立人夫婦は既に勤務していた。当時、厚生年金保険の加入希望について確認があり、夫が会社員である妻たちの多くは厚生年金保険に加入していなかった。私は、同事業所が解散し、B社になってからも同一場所で引き続き勤務していたが、B社では厚生年金保険料は控除されていなかったと記憶している。」、「具体的な勤務時期は分からないが、私がA企業組合に入社した際、申立人夫婦は既に勤務しており、その後、B社においても申立人と一緒に勤務したが、私のB社における厚生年金保険被保険者記録は無い。」と供述していることから、当時、A企業組合では、すべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、申立人が勤務したと主張しているA企業組合については、社会保険

事務所の記録によれば、昭和40年1月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同日以降の厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、B社については、法人登記簿により、A企業組合の代表者と事業所所在地が同一であることが確認できるものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。